

いつまで続けますか？「二人の親に一つの親権」 【共同親権へのステップ】

<単独親権>とは

父母の関係が婚姻関係にない場合（離婚後や未婚のとき）、どちらか一方の親のみが子育ての責任を負う制度。日本の民法では、未成年の子の親権をどちらかに決めないと離婚できなくなっている（未婚の場合は母親が親権者）〔818条、819条〕。

*日本以外の単独親権の国は、アフリカの国々やイスラム諸国、東アジアでは朝鮮民主主義人民共和国。

単独親権制度で起きています

1 親権をめぐる子の奪い合い

<連れ去り・引き離し>

親権をめぐる親どうしの子どもの奪い合いが生じ、その過程で連れ去りや親子引き離しが容認されます。海外では実行者が親でも「子連れ別居」は拉致・誘拐として刑事罰に問われることがあるため、国際結婚の増加とともに日本の制度が海外から批判されました。

*家庭裁判所の運用の実際

家庭裁判所は子どもを確保した側に自動的に親権を与えます。調停で面会交流の約束ができるのは約55%。また、取り決められた中でも月に1回以上（1回につき2時間）の割合は6割に過ぎず4割が守られていません。実際に会えているのは3割です。

〈司法統計、毎日新聞 2014年11月4日記事「離婚・別居 親子面会4割実現せず 調停成立でも、平成28年度全国ひとり親世帯等調査」〉

2 「ひとり親家庭」の孤立

／男性の育児推進への障壁

<貧困・虐待>

✓養育費を現に支払っている責任感のある親の負担を重くし徴収を強化しても、「会えないのに払うのか」と、別居親の養育への意欲を減退させ、未払いが増えかねません。

✓一面的な政策は、男女の賃金格差を肯定するため、貧困の根本解決に逆行します。孤立した家庭での虐待のリスクを高めるだけでなく、男性の育児推進への障壁を高めています。

✓養育放棄と婚外子差別が放置され、養育費の支払い率が一向に高まらないのは、戸籍制度と結びついた単独親権制度が原因です。

3 親の養育権をめぐる

民法上のダブルスタンダード

<代諾養子縁組・親権の制約規定との矛盾>

✓現在の共同親権は戸籍に適合的な「婚姻」関係のみに適用が限定されています。親権のない親は「部外者」として学校教育への関与、安否確認まで親権者の意思で否定されます。

✓裁判所による審査を経る必要のある親権停止や親権喪失された親と同程度しか、親権のない親は子どもと関われなくなります。

✓また、無断で子どもを元配偶者の再婚相手の養子にされ〔民法797条（代諾養子縁組）〕、親権者変更の手続きもできなくなります〔2014年最高裁決定〕。親の養育権を無視し民法上の明らかな矛盾です。

【離婚ビジネス】とは

・裁判所の運用が子どもを確保した側に親権を与えるため、弁護士は子どもを確保するよう相談者に指導します。その上で子どもを人質にして養育費や慰謝料などを求め、離婚を有利に進めるのが現在定着した手法です（海外からは拉致と批判を浴びています）。実際、振込先を自分の口座にし、養育費のピンハネをしている弁護士もいます。

・事実調査の不要な「DVの主張」による避難は、弁護士による子ども確保の手法で、住所秘匿に異議申し立ての手続きもありません。

・裁判所職員の再就職先として面会交流支援団体が設立され、家庭裁判所は仕事を斡旋するため養育時間を制約し、頻度を団体の支援の上限（月1回3時間）に一致させています。

<共同親権>とは

父母の関係（婚姻中でも離婚後・未婚でも）とは別に親子関係が保障され、子育ての責任を父母が持つ制度。日本では「婚姻中」のみに共同親権が限定されている。

*海外では欧米各国を中心に共同親権制度へと家族に関する法律を整え、先進国では日本のみ単独親権制度が残る。近隣国では、中国や韓国も共同親権制度。

共同親権制度のメリット

【離婚を経験した子どもの心理的な影響を緩和】 親の離婚は、子どもにとっては自分が立っている地面が揺らぐような出来事です。共同親権制度により、離婚に伴う親子の引き離しが抑止できるので、離婚を経験した子どもの心理的な影響を緩和できます。アメリカでは、離婚家庭の子どもへの継続的な実証研究の成果が、共同親権の法整備を促しました。

【親子は変わらず親子】 親どうしの法的関係とは別に親子関係は継続するので、子どもの奪い合いをする必要がなくなり、子どものための親どうしの協調関係を促せます。また、婚外子の法的な差別が法的に解消されるのも共同親権制度の効果です。子どもを嫡出子にするために、親子分離の原因となる代諾養子縁組をすることはなくなります。

【家族の孤立を防ぎ、男性の子育てを促進】 双方の親が、経済的にも実際の養育の面でも責任を分担することで、貧困や虐待の原因となる「ひとり親家庭」の孤立の抑止にもなります。また養育への積極的な関与を裁判所が評価するため、男性の子育てを促進します。

どうしてダメなの？共同親権

私たちが「子どもに会いたい」と発言すると、そのために共同親権にするのは本末転倒と言われることがあります。でも私たちはこう考えます。「子どもに会わせたくない」という人も、きっと子どものことを真剣に考えている。だから、子どもの幸せを願う親どうしが、引き続き子どものことを考えていくためには共同親権にするしかない。なぜなら、私たち親も、かつては（いまも）両親に愛されることを望む子どもだったからです。

「パパかママか」⇒「パパもママも」のために

①単独親権規定と戸籍を撤廃

「婚姻中」のみとされている共同親権の限定を解除することで、親子関係は親どうしの関係と独立したものとなります。子どもに危害を加えた親には現行民法上の親権停止・喪失規定が機能します。実際上の暴力の抑止には男女平等な DV 施策や刑事介入など、親権制度とは別建ての施策の改善が求められます。戸籍制度は書類上の「部外者」を肯定する偏見を生み、親子引き離しの根本原因です。維持する理由はありません。

②「親の権利の固有性」を明記、親権判断の基準の明示

親の権利を無視して、子どもを確保した側に親権が行くのを防ぐため、「親の権利の固有性」を明記し、親権判断において、性差別の禁止や友好的な親への配慮などの基準を設けます。「子どもの福祉」が裁判官の主観で左右され、親子関係に国が過剰介入するのを抑止します。

③親権の調整規定、別居時の養育計画の義務化

婚姻内外問わず親どうしの意見の対立を調整する規定を設け、離婚や別居時には養育費と養育時間の配分を定める養育計画を義務付けます。養育時間と養育費の負担割合を反比例させることで、双方の養育への意欲が高まる制度を海外ではとっています。

共同親権 Q & A

Q 共同親権で親の意見が一致しない場合は、どうなるのですか？

協力しての子育てが困難な場合は、交互に子どもを見ることとなります。たとえば、父親の家にいるときは父親の意見を優先させ、母親の家にいるときは母親の意見を優先させる。また、意見を優先させる側を1年ごとに交代する方法がとられることもあります。

課外活動（塾、スポーツクラブ、習い事など）にかかるお金を誰が負担するかなどの問題はめめやすく、最初に「課外活動にかかる費用は、父親が60%を負担し、母親が40%を負担する」などと決めておきます。父親の家と母親の家で教育方針が異なっている場合、実際には子どもはその状態によく順応することが知られています。

Q 共同親権になると、「進学に同意してほしいと言えば言うことを聞け」など、夫婦間の合意形成が困難な場合に不都合が生じるのでは？

実際には欧米ではあまり深刻な問題にはなっていない。たとえば、アメリカでは離婚に際して、財産分与、養育費、親権、面会交流などについての養育計画を裁判所に提出し、裁判所の承認を受けることが必要です。行政や裁判所が養育時間の配分についてひな形を複数用意し、半々の養育時間の配分や、100日～120日の面会交流など複数のプランが選べるように促します。それが指針となるとともに不合理な取り決めが抑止されます。

アメリカ弁護士会によれば、「離婚については、おそらく95%以上のケースで、対立的な訴訟ではなく、当事者だけの話し合いか、調停員による調停か、弁護士の助けを受けるかで、合意が成立しています」。裁判所が決めるのは全体のケースの2～10%です。

Q 共同親権制度を作ったとしても会うのは面

会交流。相手が合意しなければ共同親権にはならない。「子どもに会いたい」から共同親権を主張するのは本末転倒では？

「相手の合意がなければ共同親権にならない」のではなく、「共同親権だから対等な立場での合意が促される」のです。裁判所では育児への実際のかかわりが評価されるので、男女の育児が同居・別居にかかわらず促されます。そもそも親が、会えない子どものことを心配するのはおかしなことでしょうか。

Q 共同での子育てが困難な親や、「問題のある親」には親権を与えず、合意ができる夫婦のみに共同親権を認める選択的共同親権がいいのでは？

これでは、現在の一方の親の同意のない子どもの連れ去り問題は解決しません。

「婚姻中」のみ単独親権とする民法上の規定を廃せば、すべての親に養育権があることが見直されます。父母が子どもに危害を加えたりした場合、「婚姻」内外にかかわらず、現在の民法にある親権喪失や親権停止の制度が機能します。「選択」を子ども連れ去った加害者に委ねる弊害もありません。必要なのは、合意が困難になっているカップルを支援し、子どものためにフェアな合意を取り決めさせる仕組みです。

Q 海外では近年、共同親権は見直される動きになっていると聞いています。

共同親権に移行した国で単独親権に戻した国はありません。たとえば、2011年の法改正で共同養育の法制度に修正を加えたオーストラリアでも、約半分の別居親子が毎日・毎週と2週間に1度過ごして、年1回以下若しくは交流しないのは25.7%です。3%は平等に子の養育を分担する取り決めをしています(小川富之「オーストラリアの離婚後の親権制度」2009～2010年の調査)。一方、日本では、面会交流の実施率は3割、家庭裁判所が指示する交流の頻度は月に1度2時間が一般的。同列に比べられません。

Q 共同親権では養育費の取り決めはどのようなのですか？

父母の養育時間の配分と反比例して養育費の額が変動するのが一般的です。たとえばアメリカのウィスコンシン州では、父親（母親）の養育時間が 24%までは養育費の額は変わりません。しかし父親（母親）の養育時間が 25%以上になると養育費は減額され、父母の養育時間が半々であれば養育費は0になります。

Q 単独親権制度はDVや虐待の抑止になっている。共同親権では子どもを連れて被害者が逃げられなくなるのでは？

こういった主張に根拠はありません。単独親権制度のもと、DVや児童虐待の相談件数は年々増え続けています。実際DVは婚姻中の共同親権のもとで起きていますし、逆に児童虐待は単独親権のもと、実父母家族よりも、ステップファミリーの親やひとり親が加害者となるケースが多いのです。子どもの安全への配慮がもっとも適切になされているのは、父母が子どもの養育にかかわっている場合です。被害者が身一つで逃げても養育を継続できるためのDV施策は必要ですが、今の制度は逆に、DVや虐待の加害者が子どもを連れ去り単独親権者になる誘因にもなっています。

Q 共同親権に移行した国々では、どのように家族間の暴力に対処しているのですか？

家族間の暴力でも初期の段階で警察が介入し、暴力抑止のための命令に裁判所も関与します。一方子の連れ去りも刑事罰の対象です。暴力抑止と安全確保の措置を適切に図ることで共同親権制度との両立を図っています。一方、暴力にも「民事不介入」の日本では、拉致が「自力救済」として容認されているのです。

Q 共同親権では再婚家庭に混乱と複雑化を招くのでは？

親たちの感情の問題はあるでしょうが、自分

にあった家族のあり方を選べるのは、親子関係を保障する共同親権があるからです。子どもにとっては「お家が二つ」になります。それを周囲が認めることが、再婚家庭で育児経験のないパートナーがいきなり親の役割を負わされるより、一番シンプルではないでしょうか。

Q 共同親権になると、離婚が増えるのでは？

いいえ、共同親権への移行後、1、2年以内に、その地域の離婚率は低下します(Child Custody Policies and Divorce Rate in the US, Richard Kuhn)。単独親権下では、夫婦仲が悪くなってくれば、相手が用心する前に手を打って子どもを連れ去らないと、離婚交渉で不利になるおそれがあります。しかし、共同親権下なら、そのような配慮は不要になるからです。

Q 2018年に目黒区で起きた船戸結愛ちゃんの虐待死事件で、母親が「夫の合意が得られず逃げられない」と思い込み、逃げそびれたことが事件につながったのでは？

加害者夫婦の夫は継父です。むしろ、船戸結愛ちゃんは「前のパパがよかった」と話しています。子どもが実父に断りなく養子縁組されれば、親権のない親と子の交流は裁判所でもなかなか認められず、親権者変更もできません。船戸結愛ちゃんは単独親権制度の被害者です。2019年には池田詩梨ちゃん(札幌市)、大塚璃愛来ちゃん(鹿児島県)、進藤遼佑君(栃木県)が、同居親もしくは同居親のパートナーによる児童虐待で死亡したり殺害されたりしています。進藤遼佑君も「お前なんか本当の父親ではない」と遼佑君を殺した継父に対して発言しています。

共同親権のもと、実の父が十分な養育の時間で親として関わるのが当たり前の環境であれば、こういった事態に陥るのは考えにくいのではないのでしょうか。

**単独親権規定撤廃
→原則共同親権**